

農林水産物・食品の輸出促進について



2022年1月

農 林 水 産 省

輸出・国際局

輸出企画課 輸出支援課 国際地域課

目次



輸出の状況	p.2～
政府の輸出促進政策と新たな輸出額目標	p.11～
農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略とそのフォローアップ ..	p.13～
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく取組・	p.21～
農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の取組	p.33～
JETRO・JFOODOの取組	p.35～
海外への日本食・食文化の普及の取組	p.40～
輸出関係予算	p.43～

2021年11月 農林水産物・食品の輸出額

農林水産省
輸出・国際局



	金額	前年差	前年比
11月単月	1,045億円	+ 152億円	+ 17.0%
1 - 11月累計 (1-6月累計の少額貨物輸出額を含む)	1兆779億円	+ 2,280億円	+ 26.8%

品目別の状況（単月）

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額	主な増加国・地域
ホタテ貝	+ 25億円	中国、アメリカ、台湾
牛肉	+ 23億円	カンボジア、アメリカ、台湾
アルコール飲料	+ 17億円	中国、アメリカ、ベトナム

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額	主な減少国・地域
なまこ（調製）	▲ 7億円	香港、台湾
植木等	▲ 5億円	中国、ベトナム、香港
魚油	▲ 5億円	チリ、スイス

国・地域別の状況（単月）

輸出額の増加が大きい主な国・地域

国・地域	増加額	主な増加品目
中国	+ 34億円	ホタテ貝、アルコール飲料、菓子（除米菓）
台湾	+ 28億円	りんご、牛肉、ホタテ貝
アメリカ	+ 18億円	ホタテ貝、アルコール飲料、牛肉

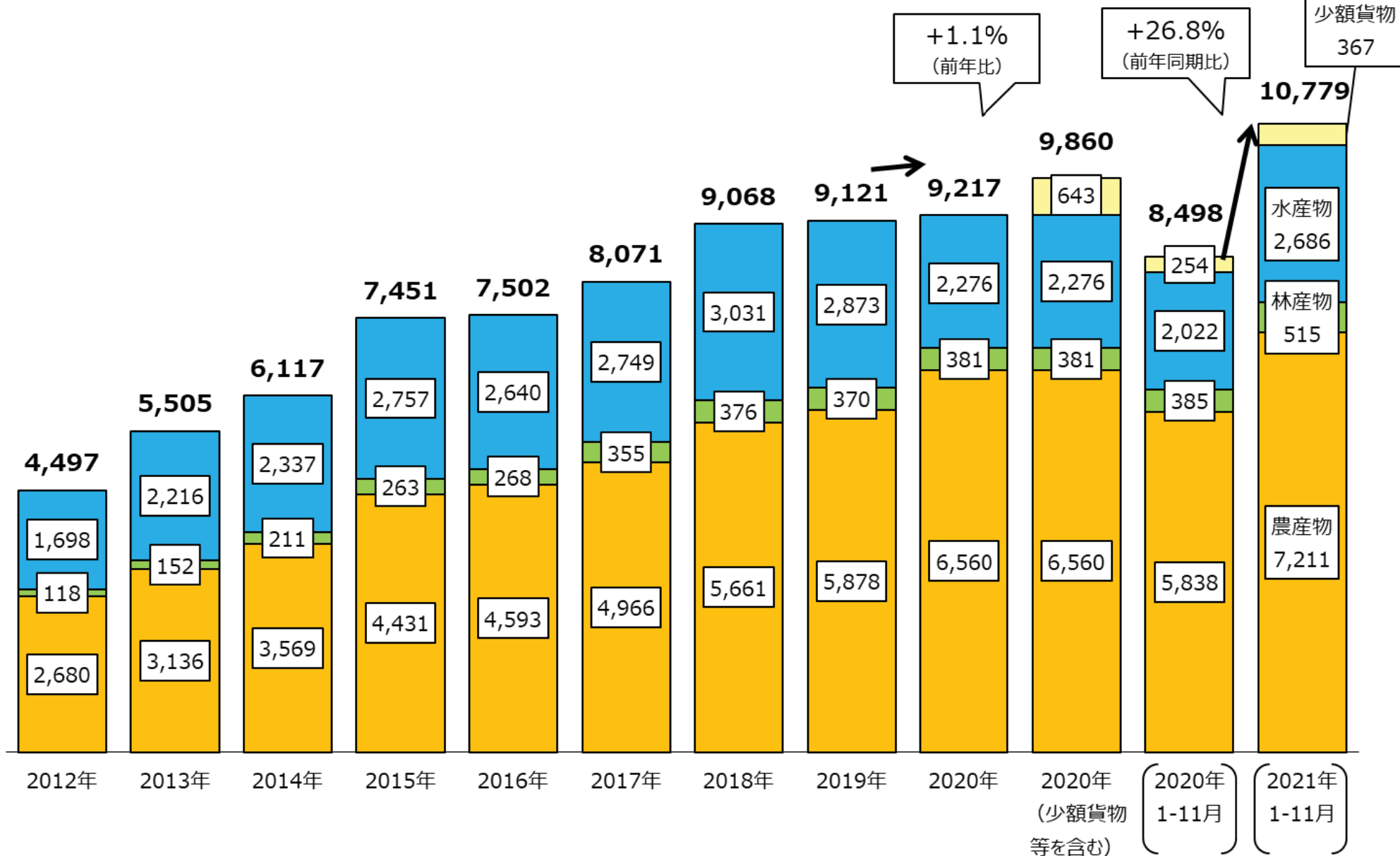
輸出額の減少が大きい主な国・地域

国・地域	減少額	主な減少品目
チリ	▲ 4億円	魚油
ロシア	▲ 3億円	アルコール飲料、インスタントコーヒー
インドネシア	▲ 2億円	かつお・まぐろ類、播種用の種等

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：2020年1-11月及び2021年1-11月の輸出額にある「少額貨物」は、各年1-6月累計の少額貨物輸出額

2021年の農林水産物・食品 輸出額（11月）品目別

農林水産省
輸出・国際局

品 目	金 額 (百万円)	前年同月比 (%)
加工食品	39,465	+11.4
アルコール飲料	9,029	+22.9
日本酒	3,991	+29.7
ウイスキー	2,637	+20.1
焼酎（泡盛を含む）	167	+15.7
ソース混合調味料	4,158	+21.7
菓子（米菓を除く）	3,053	+17.0
清涼飲料水	3,007	+8.9
醤油	825	+17.0
米菓（あられ・せんべい）	512	+17.4
味噌	419	+7.5
畜産品	10,763	+41.8
畜産物	8,470	+48.0
牛肉	5,518	+74.1
牛乳・乳製品	2,101	+21.4
鶏卵	544	+25.1
豚肉	197	▲ 5.5
鶏肉	109	▲ 39.5
穀物等	4,972	▲ 1.0
米（援助米除く）	654	+20.0
野菜・果実等	5,806	+25.8
青果物	4,009	+27.2
りんご	2,440	+67.2
ぶどう	354	+26.8
かんしょ	229	+5.3
いちご	212	+75.6
かんきつ	173	+19.3
ながいも	131	▲ 4.5
なし	72	+70.0
もも	1	--

品 目	金 額 (百万円)	前年同月比 (%)
その他農産物	10,247	+8.4
たばこ	1,538	+49.0
緑茶	1,629	+0.3
花き	643	▲ 43.3
植木等	538	▲ 50.0
切花	91	+98.4
林産物	4,773	+20.1
丸太	1,513	+13.8
製材	915	+21.3
合板	662	+24.5
木製家具	461	+22.8
水産物（調製品除く）	20,539	+21.2
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	6,153	+67.3
ぶり	1,850	▲ 8.2
かつお・まぐろ類	1,662	+39.7
真珠（天然・養殖）	1,542	+74.4
さば	866	+7.7
たい	452	+71.1
いわし	393	+2.6
さけ・ます	370	▲ 42.2
すけとうたら	199	▲ 0.7
さんま	14	▲ 72.3
水産調製品	7,896	+26.0
ホタテ貝（調製）	1,850	+105.6
練り製品	1,058	+12.8
貝柱調製品	1,037	+52.6
なまこ（調製）	760	▲ 49.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2021年の農林水産物・食品 輸出額（1－11月）品目別

農林水産省
輸出・国際局

品 目	金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
加工食品	414,439	+23.8
アルコール飲料	104,239	+66.4
日本酒	35,843	+73.5
ウイスキー	43,224	+77.8
焼酎（泡盛を含む）	1,472	+42.9
ソース混合調味料	39,364	+19.1
清涼飲料水	36,614	+17.5
菓子（米菓を除く）	21,273	+31.4
醤油	8,208	+20.4
米菓（あられ・せんべい）	5,076	+27.1
味噌	3,966	+14.1
畜産品	101,563	+47.5
畜産物	77,725	+45.9
牛肉	47,209	+87.7
牛乳・乳製品	22,118	+7.6
鶏卵	5,382	+28.6
豚肉	1,812	+20.8
鶏肉	1,204	▲ 35.9
穀物等	50,276	+9.2
米（援助米除く）	5,282	+11.9
野菜・果実等	47,496	+26.7
青果物	30,414	+26.5
りんご	11,508	+47.2
ぶどう	4,382	+11.7
いちご	3,173	+73.2
もも	2,321	+24.0
かんしょ	1,995	+11.0
ながいも	1,932	+6.4
なし	920	+27.1
かんきつ	850	+53.0

品 目	金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
その他農産物	107,368	+11.1
たばこ	13,879	+8.6
緑茶	18,342	+25.8
花き	7,507	▲ 19.2
植木等	6,087	▲ 27.3
切花	1,220	+60.8
林産物	51,475	+33.8
丸太	19,250	+30.2
製材	8,722	+43.7
合板	6,789	+36.0
木製家具	4,910	+43.9
水産物（調製品除く）	209,280	+38.2
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	57,774	+103.2
ぶり	21,224	+37.6
さば	20,769	+7.9
かつお・まぐろ類	18,716	▲ 1.8
真珠（天然・養殖）	15,579	+133.2
いわし	6,930	▲ 8.3
たい	4,719	+31.4
さけ・ます	2,680	▲ 15.4
すけとうたら	1,824	+18.6
さんま	607	+29.6
水産調製品	59,302	+16.9
なまこ（調製）	14,293	▲ 9.0
練り製品	10,216	+10.5
ホタテ貝（調製）	6,269	+100.6
貝柱調製品	5,117	+2.8

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2021年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産省
輸出・国際局

順位	2021年1-11月（累計）							2021年11月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	2,024	19.4	+38.5	1,261	218	545	183	+23.0	118	19	45
2	香港	1,977	19.0	+8.1	1,362	16	598	199	+2.4	133	1	64
3	アメリカ合衆国	1,507	14.5	+40.7	1,083	58	366	136	+15.6	94	5	37
4	台湾	1,068	10.3	+25.0	812	30	226	133	+27.1	93	3	37
5	ベトナム	512	4.9	+9.0	346	7	159	59	+8.5	44	0	15
6	大韓民国	462	4.4	+24.8	272	41	148	56	+26.9	27	3	27
7	タイ	401	3.9	+8.2	203	6	192	34	+14.9	20	1	13
8	シンガポール	364	3.5	+39.7	306	5	53	38	+16.2	31	0	7
9	オーストラリア	204	2.0	+36.5	180	2	22	19	▲ 0.7	16	0	3
10	フィリピン	187	1.8	+34.4	70	95	22	20	+35.1	7	11	2
－	E U	572	5.5	+45.9	475	15	82	56	+40.3	43	2	12

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2021年の農林水産物・食品 輸出額

農林水産省
輸出・国際局

	農林水産物	前年同月比	輸出額内訳		
			農産物	林産物	水産物
1月	758億円	+40.4%	557億円	31億円	170億円
2月	764億円	+11.4%	557億円	41億円	166億円
3月	1,030億円	+40.2%	719億円	51億円	261億円
4月	1,023億円	+38.1%	680億円	55億円	288億円
5月	885億円	+31.6%	603億円	49億円	234億円
6月	946億円	+24.7%	639億円	54億円	253億円
7月	967億円	+27.5%	661億円	52億円	254億円
8月	965億円	+30.6%	659億円	37億円	269億円
9月	974億円	+21.4%	680億円	45億円	250億円
10月	1,054億円	+14.9%	745億円	52億円	258億円
11月	1,045億円	+17.0%	713億円	48億円	284億円
12月					
計	1兆412億円	+26.3%	7,211億円	515億円	2,686億円
計 (少額貨物を含む)	1兆779億円	+26.8%	—	—	—

<少額貨物輸出額>

	少額貨物	前年同期比
1-6月	367億円	+44.5%
7-12月		
計	367億円	+44.5%

※少額貨物…輸出入申告の際、1品目20万円以下の貨物に関しては「貿易統計」に計上されておらず、別途調査を行っている。(1-6月、7-12月の年2回集計)

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
※少額貨物は財務省調査を基に農林水産省作成

(参考) 2020年の農林水産物・食品 輸出額 品目別

農林水産省
輸出・国際局



品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	加工食品	374,022	+14.3
	アルコール飲料	71,030	+7.5
	日本酒	24,141	+3.1
	ソース混合調味料	36,542	+8.6
	清涼飲料水	34,164	+12.4
	菓子（米菓を除く）	18,809	▲ 6.7
	醤油	7,513	▲ 2.2
	米菓（あられ・せんべい）	4,531	+5.2
	味噌	3,844	+0.5
	畜産品	77,111	+8.9
	畜産物	59,490	+11.4
	牛肉	28,874	▲ 2.7
	牛乳・乳製品	22,208	+20.4
	鶏卵	4,587	+107.4
	鶏肉	2,063	+6.3
	豚肉	1,758	+55.0
	穀物等	51,025	+10.5
	米（援助米除く）	5,311	+15.0
	野菜・果実等	45,345	+1.9
	青果物	29,353	▲ 1.0
	りんご	10,702	▲ 26.2
	ぶどう	4,118	+29.1
	いちご	2,630	+24.8
	ながいも	2,129	▲ 6.1
	かんしょ	2,062	+21.7
	もも	1,871	▲ 1.4
	なし	763	▲ 1.4
	かんきつ	687	+3.3

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	その他農産物	108,532	+9.4
	たばこ	14,203	▲ 13.3
	緑茶	16,188	+10.6
	花き	11,549	+11.5
	植木等	10,552	+13.6
林 産 物	切花	811	▲ 8.3
	林産物	38,081	+2.8
	丸太	16,339	+11.0
	製材	6,757	+13.3
	合板	5,558	▲ 10.5
水 産 物	水産物（調製品除く）	167,654	▲ 22.5
	ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	31,446	▲ 29.6
	さば	20,444	▲ 0.8
	かつお・まぐろ類	20,388	+33.6
	ぶり	17,262	▲ 24.7
	いわし	7,749	▲ 3.2
	真珠（天然・養殖）	7,604	▲ 76.9
	さけ・ます	3,938	▲ 6.9
	たい	3,779	+6.9
	すけとうたら	1,663	▲ 20.3
	さんま	551	▲ 44.0
	水産調製品	59,949	▲ 15.5
	なまこ（調製）	18,117	▲ 12.8
	練り製品	10,382	▲ 7.0
	貝柱調製品	7,154	▲ 10.4
	ホタテ貝（調製）	4,645	▲ 38.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

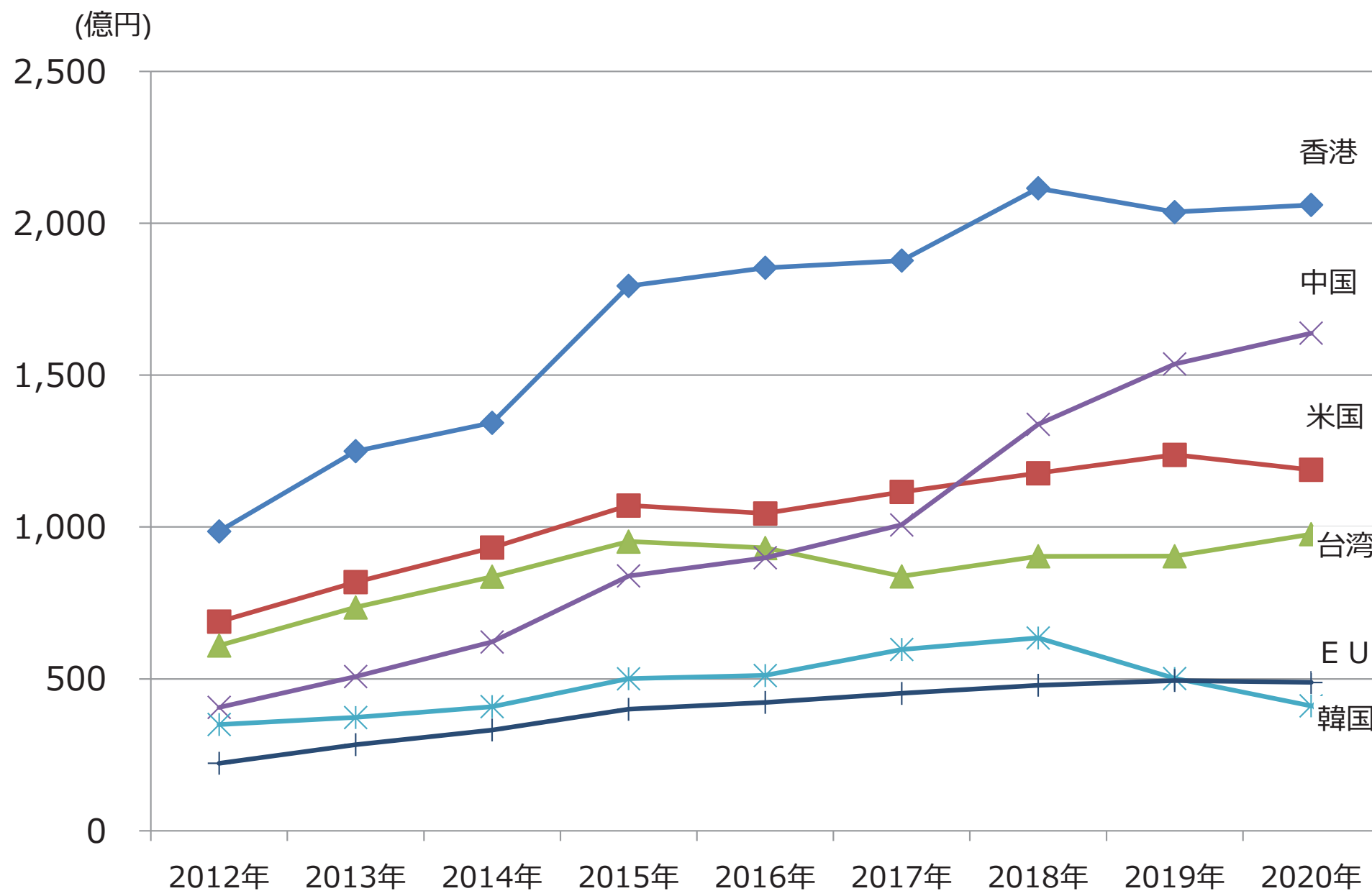
(参考) 2020年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産省
輸出・国際局

順位	輸出先国	農林水産物 輸出額（億円）	対前年同期 増減率（％）	輸出額内訳（億円）			主な輸出品目		
				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位
1	香港	2,060	1.1	1,506	4	549	なまこ（調製） 7.5%	アルコール飲料 4.8%	たばこ 3.8%
2	中華人民共和国	1,638	6.6	1,149	176	313	アルコール飲料 10.6%	ホタテ貝 8.9%	丸太 8.0%
3	アメリカ合衆国	1,188	▲ 4.0	909	41	238	アルコール飲料 11.6%	ぶり 8.1%	緑茶 7.1%
4	台湾	976	8.0	753	22	202	りんご 7.3%	ソース混合調味料 6.8%	アルコール飲料 6.7%
5	ベトナム	534	17.8	326	8	200	粉乳 17.1%	さば 11.2%	かつお・まぐろ類 7.1%
6	大韓民国	411	▲ 18.1	246	33	132	ソース混合調味料 8.4%	ホタテ貝 7.9%	たい 5.5%
7	タイ	401	1.5	179	4	218	かつお・まぐろ類 23.9%	豚の皮 8.1%	いわし 8.0%
8	シンガポール	295	▲ 3.5	250	2	43	アルコール飲料 13.0%	牛肉 6.0%	小麦粉 4.6%
9	オーストラリア	164	▲ 5.6	149	0	15	清涼飲料水 24.4%	アルコール飲料 15.9%	ソース混合調味料 11.3%
10	フィリピン	151	▲ 1.6	64	65	23	合板 33.7%	さば 8.4%	製材 7.3%
－	E U	488	▲ 1.2	417	9	63	アルコール飲料 14.7%	ソース混合調味料 5.4%	緑茶 4.5%

(参考) 国・地域別輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局



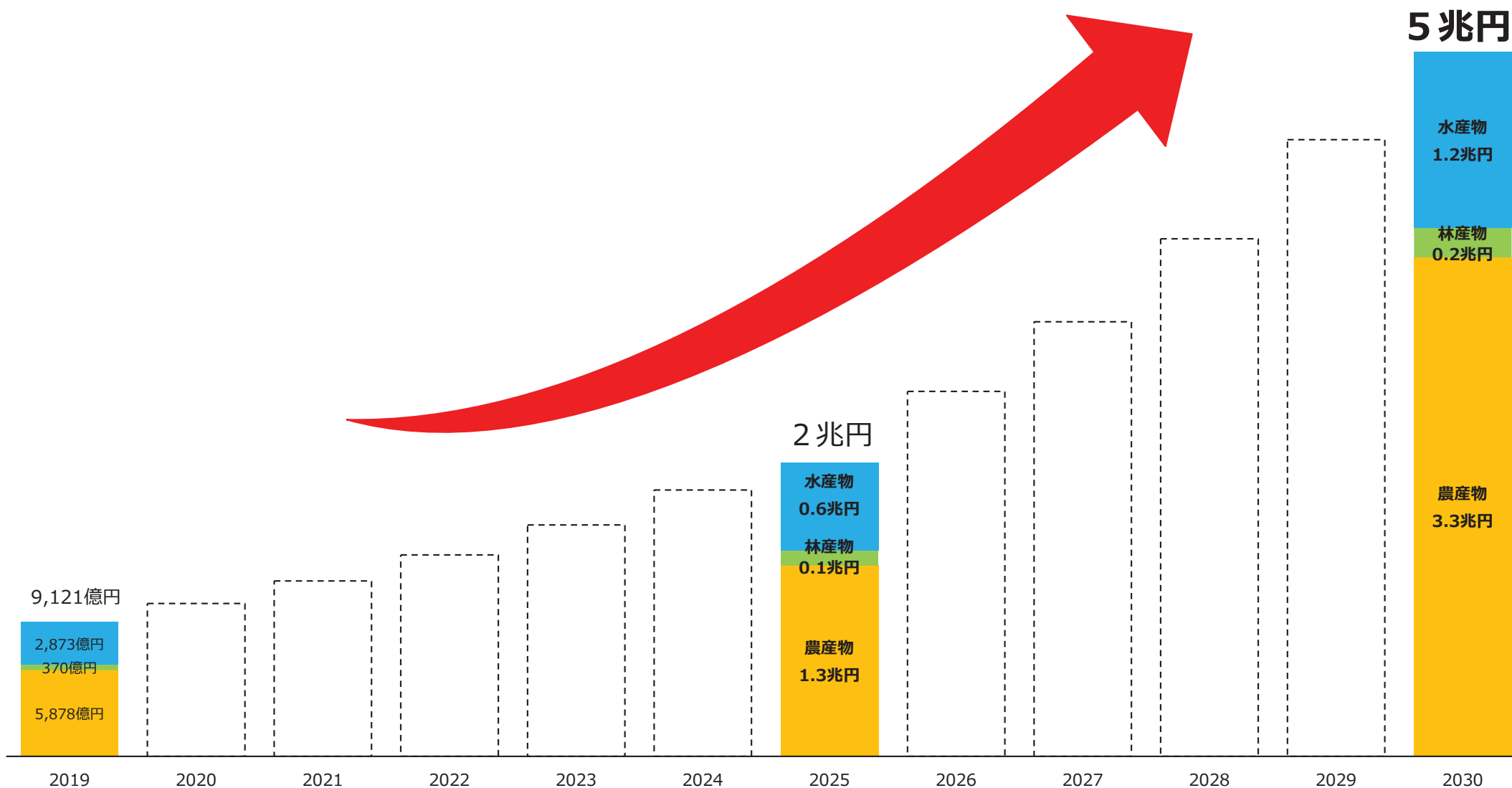
政府の輸出促進政策



- 政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。
- 2019年4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定。**
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標を設定。**
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R 3 年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出拡大実行戦略フォローアップ（R 3 年5月）で掲げた具体的な対応策などを踏まえ、R 4年度に実施する施策、R 5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと品目団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出先国における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化



4. 新たな取組を実現するための法制度の見直し

- ⑮輸出促進法やJAS法の改正
- ⑯輸出拡大に関連した植物防疫法の改正
- ⑰金融・税制による幅広い支援



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目（28品目）の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地の大きい28品目を重点品目に選定。
(R 3 年12月改訂により、「果樹(かき・かき加工品)」を追加)

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】

297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向けプロモーションの強化。スライス肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	認知度向上のためのプロモーション。様々な部位も含めた輸出促進。
EU	21億円	104億円	

○輸出産地 15産地

- 生産から輸出まで一貫して輸出に取り組むコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 繁殖雌牛の増頭奨励金交付、牛舎等の施設整備等による生産基盤の強化

○販路開拓

- コンソーシアムによる産地と一体となった商談
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協議会やJFOODOIによるプロモーションを実施

コメ・コメ加工品

【目標額】

52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地 30～40産地

- 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大ロットで輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による新興市場でのプロモーション等を実施

果樹(りんご)

【目標額】

145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色品種の生産・供給体制を強化
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の生産・供給体制を強化

○輸出産地 7産地

- 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- 産地と輸出事業者等が連携したコンソーシアムの形成

○販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化に向けた検討
- 輸送実証、プロモーション活動などを支援

ぶり

【目標額】

229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	60億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地 5産地

- 漁場の大規模化、沖合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会と有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブとが共同でプロモーション等を行うことを検討

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)

輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,287の輸出産地・事業者をリスト化。
- 令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地ごとの輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化。政府は輸出に対する各種支援を輸出事業計画とリンクさせ、輸出産地・事業者の目標達成を支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、専門家として「輸出産地サポーター」を地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,287産地・事業者を公表

(令和3年12月現在)

重点品目	輸出産地数	重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	37産地
豚肉	5産地	製材	4産地
鶏肉	7産地	合板	8社
鶏卵	7産地	ぶり	10産地
牛乳乳製品	2産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	7産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	5産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	清涼飲料水	11社
果樹(かんきつ)	14産地	菓子	46社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	ソース混合調味料	14社
野菜(いちご)	12産地	味噌	20産地、40社
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	39産地	醤油	24産地、50社
切り花	9産地	清酒(日本酒)	619者
茶	13産地	ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	206者



計画策定に向けたサポート支援

<輸出産地サポーターの配置>

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の策定・実施を伴走型で支援

<計画策定マニュアルの作成>

輸出産地・事業者の輸出事業計画策定のためのマニュアルを作成

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④

品目団体の組織化及びその取組の強化

品目団体の認定制度を創設し、以下の取組を推進

- ① 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの業界一体での市場開拓
- ② 輸出促進のための規格の策定
- ③ 会員等を対象とする任意のチェックオフなど自主財源の増加

- 他の先進国並の輸出促進の体制を構築
- 日本の強みがある品目をオールジャパンで販売する体制を整備

ノルウェー水産物審議会（NSC）



- ・ ノルウェー政府所有の法人であるNSCが、水産物輸出に課される課徴金を財源に輸出促進活動を実施
- ・ 5つの魚種分野（①サーモン、②エビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）が組織化され、運営方針を決定

【具体的な業務】

- ・ 輸出先国の市場調査・商流開拓
- ・ ノルウェーシーフードロゴ等の輸出の販促ツールの管理



NSCによる日本市場マーケティング調査

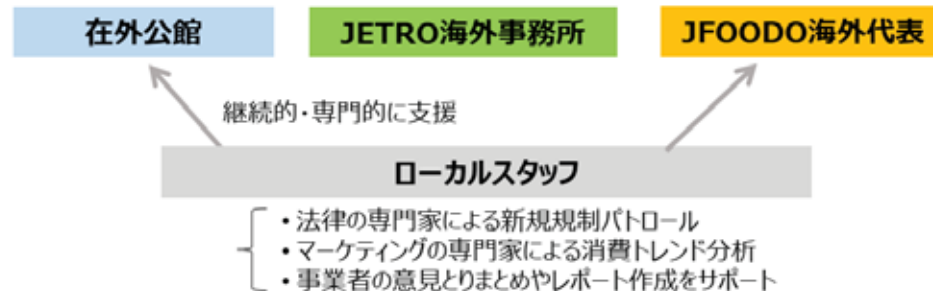
輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

① 輸出支援プラットフォームの形成

- 主要なターゲット国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを設立（2030年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において設立）
- 食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、輸出先国で包括的・専門的・継続的に支援

② JETRO・JFOODOと品目団体等の連携強化

- JETRO運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、品目団体等との意見交換を実施
- 品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化
- JFOODOは品目団体等と連携を推進



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑤

リスクを取って輸出に取り組む事業者への 投資の支援

輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するリスクに対応するため、以下の支援を措置

- ① 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する長期運転資金や施設整備等に対する金融上の支援
- ② 民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担軽減のための支援

■ 長期運転資金の例

- ・ 商品の試作品の製造費用
- ・ 市場調査やニーズ調査に係る費用
- ・ サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
- ・ プロモーション活動費
- ・ 製造ライン本格稼働後に必要な増加経費（原材料費、人件費など）

■ 施設整備等に対する資金の例

- ・ EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用
- ・ ハラルルに対応した食肉処理施設の整備費用

効率的な輸出物流の構築

地方港湾・空港を活用し、輸送コストの低減、コールドチェーンの整備等を行う体制を構築するため、輸出促進法を改正

- ① 施設整備計画に基づき行う冷凍・冷蔵倉庫などの整備に対し、新たな制度資金の創設、所得税・法人税の特例（割増償却）を措置
- ② 品目団体が、物流効率化や品質確保に向けた規格を作成

【新興津国際物流センター （静岡県静岡市）】

- ・ 令和2年2月から運用が開始された輸出入拠点となる物流センター
- ・ 低温倉庫も用意され、商品の冷蔵保管も可能



【包材等の規格化・標準化】



包材の規格がバラバラ

規格
標準



包材形状が統一化

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑥

加工食品の輸出拡大に必要な支援

2030年 5兆円目標のうち 2兆円を占める加工食品の輸出を促進するための対応

- ① 輸出促進法を改正し、施設整備計画に基づき行う施設等の整備に対し、新たな制度資金の創設、所得税・法人税の特例（割増償却）を措置
- ② 中小・中堅の食品産業事業者が共同で海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組を支援

輸出のためのHACCPやハラール対応の事例

【東亜食品工業株式会社 （兵庫県姫路市）】

- ・ めん類の製造販売を行う食品メーカー
- ・ ISO22000、FSSC22000等の認証を取得するため、施設を整備
更にハラール認証も取得し、アジア市場の販路を拡大
- ・ その結果、米国・欧州・アジア・中東等、30以上の国・地域へ輸出を拡大



ハラール認証書・
ハラール対応商品

事業者の海外展開支援

将来的な輸出拡大に貢献する事業者に対し、我が国の利益となる海外展開を後押しするための対応

- ① 海外展開の取組を整理したガイドラインを作成し、輸出支援プラットフォームを活用して、現地のビジネス慣習等の専門的知見について、輸出先国・地域でアドバイスをを行う支援体制を整備
- ② 海外現地法人を設立し、設備投資などを行う場合の資金供給の促進

海外販売拠点事例



【PPIH（ドン・キホーテ）】

- ・ 日本産の高品質な商品に品揃えを絞ることで、安心して購入できるという消費者の信頼を獲得
（海外に92店舗（R 3年12月21日現在））

海外製造拠点事例



【全農グループ】

- ・ 新型コロナの中で米国の外食向需要が低下し、Eコマース・量販向のニーズが急増
- ・ 米国に整備していたカット・スライス工場を活用し、新規需要へ対応、外食の落ち込みをカバー

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑦

新たな取組を実現するための法制度の見直し（輸出促進法等の改正）

1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例の新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑧

新たな取組を実現するための法制度の見直し（金融・税制による幅広い支援）

新たな制度資金の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、新資金を創設し支援内容を拡充することで、輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押し。

現在の資金 （農林水産物・食品輸出促進資金制度）

- 流改資金、HACCP資金を流用しているため、輸出事業のすべてをカバーできていない。
- 対象は、原則施設整備に限定。
- 償還期限は、15年以内。



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）

- 輸出促進を目的とした独立の資金。
- 長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にし、対象を拡大し、多様なニーズに対応。
- 償還期限は、25年以内に拡充。

税制上の特例の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

輸出促進法の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、

- ① 機械装置は30%、
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる措置を講ずる。
（所得税・法人税）

※特例の適用には一定の要件あり

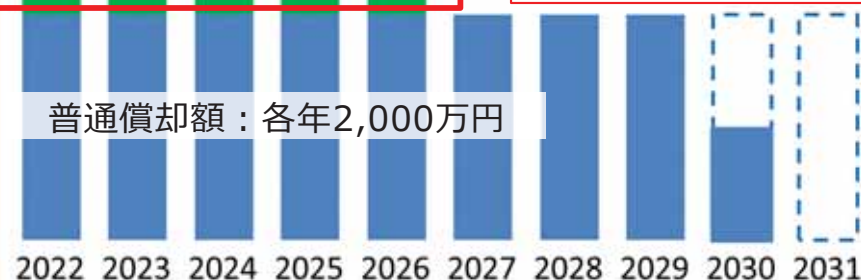
特例の適用イメージ

※2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合

割増償却額：各年600万円

5年間の減税分696万円※を輸出拡大の活動資金として活用できる。

普通償却額：各年2,000万円



※696万円 = 600万円/年 × 法人税率（23.2%） × 5年

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要



1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。
※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法（※）に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。
※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。

農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」という。）第3条に基づき、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出・国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・食肉加工施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃



- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、41の国・地域で撤廃、14の国・地域で継続）。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 （41）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル、シンガポール、米国
事故後の 輸入規制 を継続 （14）	一部都県等を対象に 輸入停止（5）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を 要求（9）	E U、英国、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

注1）2021年9月22日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2）EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしてたが、EUが規制緩和を公表し、2021年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。

注3）タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

原発事故による食品等の輸入規制を撤廃した国



撤廃の年月	国・地域
2011年	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ
2012年	メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア
2013年	マレーシア、エクアドル、ベトナム
2014年	イラク、オーストラリア
2015年	タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア
2016年	インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス
2017年	カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン
2018年	トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン
2019年	バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ
2020年 1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン、UAE（野生鳥獣肉を除く）
2021年 1月	イスラエル
5月	シンガポール
9月	米国

注 2021年9月22日現在。

原発事故による食品等の輸入規制の緩和（2019年度以降）



緩和の年月	国・地域	緩和の主な内容
2019年10月	マカオ	・輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に ・放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 ・放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
11月	EU、EFTA	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
2020年1月	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、エサ）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の加工食品）→不要に
5月	インドネシア	・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の農産物）→不要に
2021年1月	香港	・5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
10月	EU、EFTA※	・検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小（栽培されたきのこと類等を検査証明及び産地証明対象から除外等）

注 2021年10月10日現在。

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。北アイルランドを除く英国については、2021年10月以前の旧EU規則に準拠。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域



国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,060億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,638億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	976億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	411億円 6位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
マカオ	24億円 26位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、 水産物・水産加工品

注1：2021年9月22日現在。輸出額・順位は2020年確々報値。

注2：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

動物検疫協議の状況

- 動物検疫協議（輸出関係）は、現在、14の国と地域・28件に取り組んでおり、2016年度以降16の国と地域・30件が解禁・検疫条件変更。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先国への要請		動物検疫協議中		輸出解禁済み又は検疫条件変更済み
		輸出先国・地域による 疾病リスク評価※の実施中	検疫条件の協議中	2016年度以降の実績
輸出 解禁	韓国：豚肉 インドネシア：鶏肉 フィリピン：殻付き卵 等	中国：牛肉、家きん肉 韓国：牛肉 フィリピン：豚肉 米国：豚肉 EU：豚肉 台湾：豚肉、鶏肉 トルコ：牛肉 等	中国：牛乳・乳製品 ロシア：鶏肉、殻付き卵 マレーシア：鶏肉 米国：鶏肉 等	豪州：牛肉、牛肉エキス タイ：豚肉 シンガポール：鶏肉 台湾：牛肉、殻付き卵・卵製品 マレーシア：牛肉 アルゼンチン：牛肉、ラリン 米国：殻付き卵 韓国：殻付き卵 ウルグアイ：牛肉 サウジアラビア：牛肉 ロシア：牛肉（2施設追加） EU：殻付き卵・卵製品、乳・乳製品、鶏肉 マカオ：鶏肉、殻付き卵 等
	検疫条件変更	台湾：牛肉（30か月齢制限撤廃） 鶏肉・殻付き卵 〔高病原性鳥インフルエンザの 地域主義の適用〕 等		タイ：牛肉（30か月齢制限撤廃） マカオ：牛肉（30か月齢制限撤廃） 等

※家畜衛生体制、疾病の清浄性等の評価

植物検疫協議の状況

- 植物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、14か国・27件に取り組んでおり、2016年度以降8か国・25件が解禁・検疫条件変更。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先国への要請		植物検疫協議中		輸出解禁済み又は検疫条件変更済み	
		輸出先国・地域による 病害虫リスク評価※の実施中	検疫条件の協議中	2016年度以降の実績	
輸出解禁	（植物検疫協議では、 解禁要請と同時に協議 の段階へ移行	カナダ ：もも 豪州 ：もも、ネクタリン 韓国 ：なし ベトナム ：ぶどう、もも インド ：なし 台湾 ：トマト メキシコ ：精米 米国 ：さくらの切り枝 ゆず等かんきつ類	インド ：りんご、スギ 中国 ：ぶどう フィリピン ：いちご カナダ ：盆栽 韓国 ：りんご タイ ：玄米	米国 ：かき、メロン ベトナム ：なし、玄米、うんしゅうみかん 豪州 ：いちご EU ：黒松盆栽 等	
検疫条件変更	（植物検疫協議では、 条件変更要請と同時に 協議の段階へ移行		タイ ：かんきつ類 （薬剤処理の代替措置） 豪州 ：なし （全ての都道府県の解禁等） うんしゅうみかん （全ての都道府県の解禁等） NZ ：かんきつ類 （品目の拡大等） 等	中国 ：精米 （精米工場及びくん蒸倉庫の追加） 米国 ：うんしゅうみかん （福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加、臭化メチルくん蒸の廃止） 盆栽 （ツツジ属及びゴヨウマツ）（網室内での栽培期間の短縮） なし （生産地域の拡大、品種制限の撤廃） ベトナム ：りんご （袋かけに代わる検疫措置の追加） タイ ：かんきつ類 （福岡県内生産地域の追加拡大、合同輸出検査から査察制への移行等） 豪州 ：かき （臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置による解禁） カナダ ：りんご （「ふじ」を含む全品種の解禁・袋かけ又は臭化メチルくん蒸に代わる 検疫措置の追加 なし （全ての都道府県の解禁） 等	

※病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定

令和4年1月1日現在 29

輸出証明書発行、区域指定、施設認定の手續の一本化

- これまで農林水産省、厚生労働省、国税庁、都道府県等がそれぞれ通知に基づいて行っていた、輸出に必要な①輸出証明書発行、②生産区域指定、③加工施設認定を法定化（輸出促進法第15条～第17条）。
- 国・品目別に定められていた約180の輸出証明書発行、施設認定等の手續を輸出促進法に基づく手續規程として分かりやすく一本化し、ホームページに公表することにより利便性向上。

これまで

厚生労働省、農林水産省、国税庁がそれぞれ通知に基づいて実施。

厚生労働省所管
110本

農林水産省所管
43本

国税庁所管
1本

農林水産省・厚生労働省共管
22本

合計 176本

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU等	牛肉、家きん肉、食肉製品、乳製品 家きん卵及び卵製品、ケーシング ゼラチン・コラーゲン、水産物 ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品、家きん卵製品 水産物（ふぐ）	ミャンマー	牛肉
				メキシコ	牛肉、水産物
		タイ	牛肉、豚肉、青果物	ロシア	牛肉、水産物
				韓国	家きん卵、畜産加工品、水産物
米国	牛肉、水産物	ナイジェリア	水産物	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品、家きん卵及び卵製品 アイスクリーム類等 水産物、モクスガニ
アラブ首長国連邦	牛肉	ニュージーランド	牛肉、水産物（二枚貝）		
アルゼンチン	牛肉	バーレーン	牛肉		
インド	水産物、養殖水産動物用飼料	フィリピン	牛肉	台湾	牛肉、家きん卵及び卵製品 乳及び乳製品、食肉製品、水産物（貝類）
インドネシア	牛肉、水産物	ブラジル	牛肉 水産物 飲料・酢		
ウクライナ	水産物				
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉 水産物	中国	乳及び乳製品、水産物、錦鯉
オーストラリア	牛肉、水産物、養殖等用飼料	マカオ	牛肉、豚肉、家きん肉	各国共通	錦鯉（中国を除く） まぐろ類、めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書、酒類、水産動物等
カタール	牛肉	マレーシア	牛肉、水産物		
カナダ	牛肉、水生動物				

整理・統合

法施行後

輸出促進法に基づく手續規程に一本化。

輸出促進法に基づく適合区域の指定及び適合施設の認定



○主要国向け輸出施設数（輸出促進法第17条）

品目	輸出先国	輸出施設数	認定主体
牛肉	アメリカ	15	厚労省
	EU等※1	11	厚労省
	タイ	77	都道府県等
	マカオ	73	都道府県等
水産	アメリカ	532	登録認定機関 厚労省、都道府県等
	EU等※1	95※2	農水省 厚労省、都道府県等
	中国	1,134	厚労省、都道府県等
	ベトナム	729	都道府県

注：令和3年12月31日現在 ※1：英国、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン（牛肉のみ）を含む ※2：最終加工施設のみ

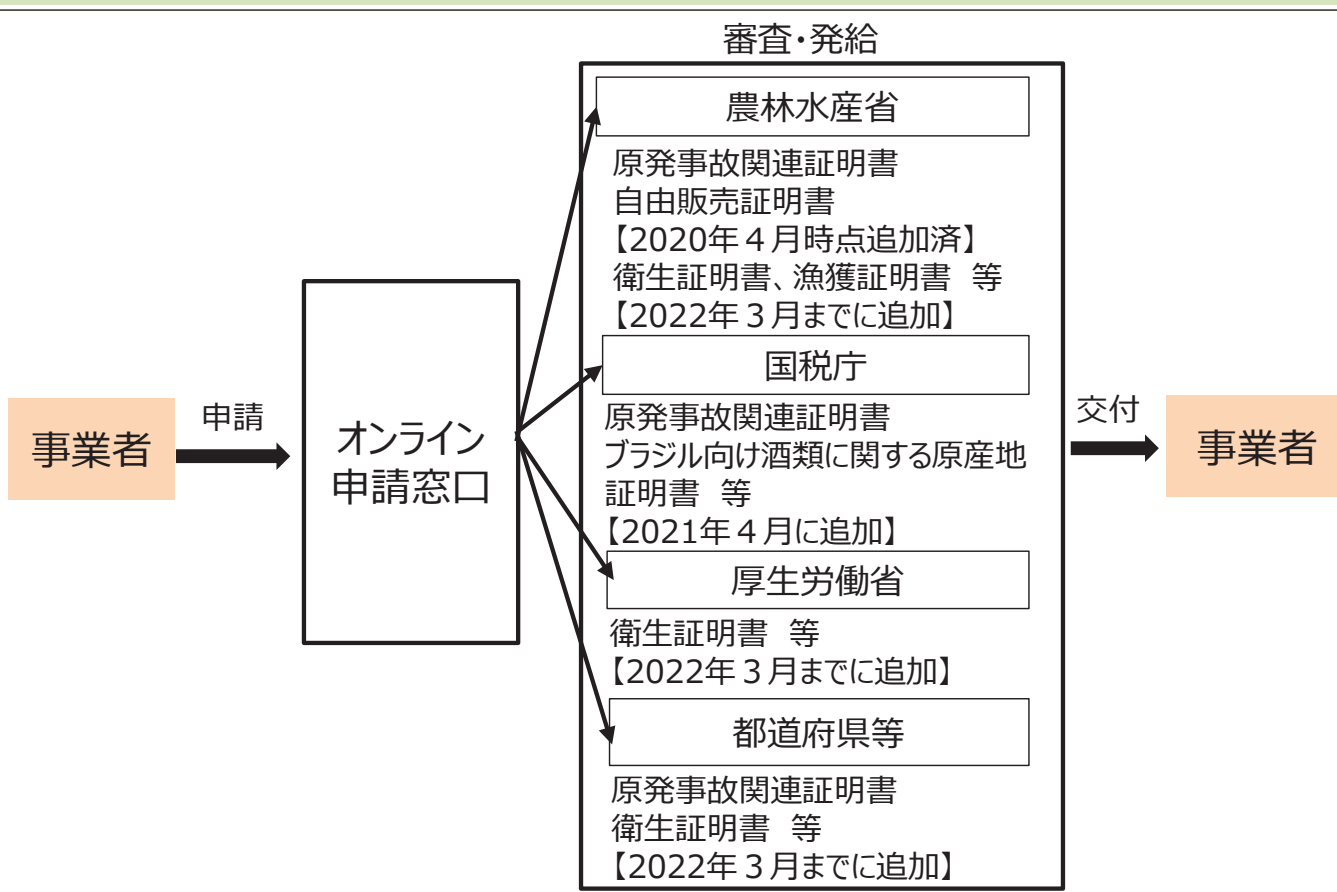
○適合区域（輸出促進法第16条）

品目	輸出先国	指定主体
ホタテ	EU	北海道（7海域）、青森県（2海域）
カキ	EU	広島県（1海域）
生きたカキ	シンガポール	宮城県、三重県、大分県

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

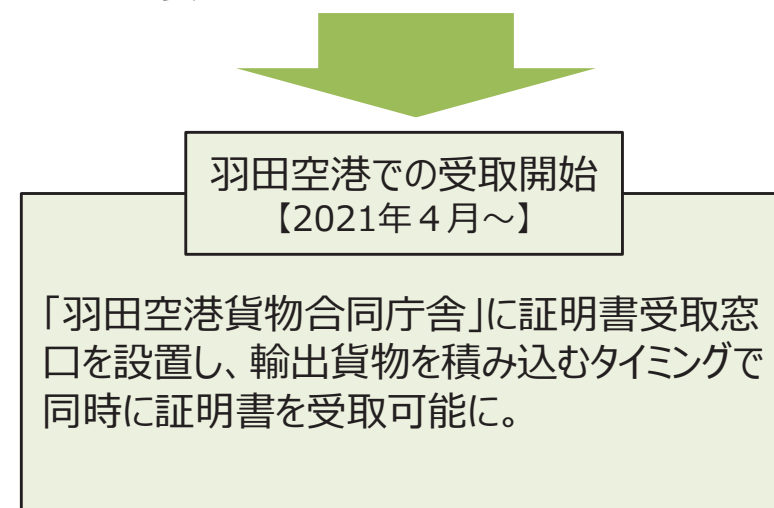
- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備。以下のスケジュールでシステムの対象を追加中。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書
 - 2021年4月 新たに国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、
ブラジル向け酒類に関する原産地証明書 等
 - 2021年度中 残りの衛生証明書、漁獲証明書等、原則全ての輸出証明書
- ・ 2021年4月から羽田空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



引き続き、地方自治体、商工会議所などに証明書受取場所を拡大できるように推進。

EPA（経済連携協定）の利用促進

- ☞ 東南アジア諸国との二国間EPA、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAなどが発効し、中国・韓国を含むRCEPが近い将来に発効の見通しであり、**日本産農林水産物・食品の主要輸出先の多くにEPAを利用して無税・低税率で輸出できる環境が整いつつある状況**
- ☞ しかしながら、EPAは内容が複雑、かつそれぞれのEPAの内容が異なるため、**事業者がEPAを十分使えていない実態**

2021年 1月 情報提供と相談受付を開始

- （１）EPA早わかりサイト開設** 日本からの輸出でEPAを使用できる輸出先や相手国のEPA税率などEPAの基本的な情報、EPAの利用手続きなど、EPAを利用する際に必要な情報をわかりやすく簡単に入手できる**専用サイトを開設**
URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html
- （２）EPA利用相談窓口設置** EPAの利用方法に関する問い合わせから輸出先国政府とのトラブルに関する相談まで、EPAを利用した輸出に関するあらゆる問い合わせ・相談を受け付ける**専用相談窓口を設置**。

EPA利用相談窓口 : epariyousoudan@maff.go.jp

事業者の声に対する具体的な取り組み

事例 1 : EPA利用促進セミナー

事業者の声 EPAの制度が複雑でよくわからない

具体的対応 2021年7月、EPAの専門家の協力を得て、EPAの基礎的な情報やEPAのメリット、EPAを利用するためのルールなどを解説するウェビナーを開催

事例 2 : 相手国政府への申し入れ

事業者の声 某国に適切な手続でTPPの利用を申請したが認めらず、高い関税を払わされた

具体的対応 外務省と協力して某国税関当局に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者に戻付

事例 3 : EPA利用手続の簡素化

事業者の声 EPAの利用に必要な原産地証明書の日商への申請手続が複雑

具体的対応 経産省・日商と協力してGI登録要件から日本産であることが明確なGI製品については、日商への申請手続を簡素化

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組



- **GFP（ジー・エフ・ピー）** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

- **農林漁業者・食品事業者へのサービス**
 - ・ 専門家による無料の輸出診断
 - ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
 - ・ 輸出希望商品の輸出商社への紹介
 - ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・ メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- **輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス**
 - ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・ 生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
 - ・ 「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
 - ・ メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（12月末時点）

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	3,141
流通事業者、物流事業者	2,482
合計	5,623

輸出診断申込状況

区分		
輸出診断申込数		1,196
	うち訪問診断希望者	849
訪問診断完了数		500

令和3年度 GFPグローバル産地づくり推進事業 採択産地 （令和3年7月現在）

中国四国ブロック(12産地)			
49	岡山県	全農岡山県本部	桃、ぶどう
50	山口県	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	日本酒
51	徳島県	(株)農家ソムリエーズ	かんしょ・かんしょ加工品
52		(株)阪東食品	かんきつ・かんきつ加工品
53		西地食品(有)	かんきつ・しょうが加工品
54		徳島魚市場(株)	鮮魚・水産加工品
55	愛媛県	愛南漁業協同組合	マダイ
56		愛媛県	スマ
57		えひめ愛フード推進機構	盆栽
58		えひめ愛フード推進機構	かんきつ
59	高知県	高知市農業協同組合三里園芸部	花(グロリオサ)
60		高知米国市場開拓協議会	製材

九州・沖縄ブロック(28産地)			
61	福岡県	九州農産物通商(株)	柿
62		九州農産物通商(株)	かんきつ
63	佐賀県	うれしの茶グローバル産地協議会	茶
64	長崎県	(株)アグリ・コーポレーション	かんしょ・かんしょ加工品
65		対馬水産(株)	穴子・穴子加工品
66	熊本県	くまもと農業成長産業協同組合	紫蘇
67		(株)イチゴラス	いちご
68	大分県	大分県農業協同組合	ぶどう
69		大分県漁業協同組合	ぶり
70		日田木材協同組合	製材
71		みやざき『食と農』海外輸出促進協議会	かんきつ
72		(株)くしまアイファーム	かんしょ・かんしょ加工品
73		宮崎県漁業協同組合連合会	ぶり
74	宮崎県	(株)ミヤチク	牛肉
75		ジャパンキャビア(株)	キャビア
76		(株)かぐらの里	かんきつ
77		(株)高千穂ムラたび	甘酒、米菓子
78		(株)ネイバーフッド	かんきつ
79		黒瀬水産(株)	ぶり
80	鹿児島県	鹿児島県経済農業協同組合連合会	茶
81		鹿児島県経済農業協同組合連合会	かんきつ
82		鹿児島県経済農業協同組合連合会	かんしょ・かんしょ加工品
83		鹿児島県堀口製茶(有)	茶
84		東町漁業協同組合	ぶり
85		鹿児島県漁業協同組合連合会	ぶり
86		(有)かごしま有機生産組合	かんしょ・かんしょ加工品
87		(有)大崎農園	だいこん
88	沖縄県	琉球飼料(株)	鶏卵

北陸ブロック(12産地)			
29		新潟県米輸出促進協議会	米
30		(株)ライスグローブズ	米
31	新潟県	新・新潟米ネットワーク	米
32		(株)想樹	梨
33		新潟県酒造組合	日本酒
34	富山県	(有)グリーンパワーなのはな	米・米加工品
35		(農)富山干柿出荷組合連合会	干柿
36	石川県	(有)わくわく手づくりファーム川北	クラフトビール
37		(株)エコファームみかた	梅酒
38	福井県	(株)アジチファーム	米加工品
39		福井県農業協同組合	米
40		(株)マイセンファインフード	大豆加工品(代替肉)

近畿ブロック(5産地)			
44		京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	梨、京野菜(九条ねぎ等)
45	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会	茶
46		「京の米で京の酒を」推進会議	日本酒
47	大阪府	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	ワイン
48	和歌山県	紀北川上農業協同組合	柿



東海ブロック(3産地)			
41	岐阜県	飛騨ミート農業協同組合連合会	牛肉
42		岐阜県農林水産物輸出促進協議会	柿、いちご
43	三重県	三重みかん輸出産地形成プロジェクト	かんきつ



北海道ブロック(6産地)			
1	北海道	帯広市川西農業協同組合	ながいも
2		北海道産米輸出促進協議会	米
3		十勝清水町農業協同組合	にんにく・にんにく加工品
4		オホーツク網走農業協同組合	ながいも
5		北海道チレン農業協同組合連合会	牛肉
6		新ブランド農産物生産組合 あっさぶ農匠	かぼちゃ・かぼちゃ加工品

東北ブロック(9産地)			
7	岩手県	いわて農林水産物国際流通促進協議会	りんご
8		いわて農林水産物国際流通促進協議会	牛肉
9		いわて農林水産物国際流通促進協議会	米
10	宮城県	南気仙沼水産加工事業協同組合	サメ肉
11		(株)ヤマナカ	牡蠣
12	秋田県	大湯村農産物・加工品輸出促進協議会	米・米加工品
13	山形県	庄内たがわ農業協同組合	柿
14		河北町	イタリア野菜
15		朝日町果樹組合連絡会議	りんご

関東ブロック(13産地)			
16	茨城県	なめがたしおさい農業協同組合	かんしょ
17	埼玉県	狭山茶輸出促進協議会	茶
18	長野県	みなみ信州農業協同組合	干柿
19		あつがるぼういず	りんご
20		(株)フルプロ	りんご
21		(株)住化ファーム長野	ぶどう
22		(株)小池えのき	エノキタケ・エノキ代替肉
23	静岡県	静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所	温室メロン
24		静岡オーガニック抹茶(株)	茶
25		青羽根製茶生産組合茶工房たくみ	茶
26		大塚製茶(株)	茶
27		静岡市茶業振興協議会	茶
28		(株)MARUMAGO	茶

JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、（１）輸出商談に関するセミナーの開催、各種専門家の設置、輸出事業者からの輸出に関する相談対応等の輸出事業者等サポート、（２）国内外での商談会開催及び海外見本市への出展支援等によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出すため、品目毎に対象市場を設定し、戦略的に新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告展開、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

輸出事業者等サポート

1. スキルアップ支援

①セミナー

- ・商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- ・海外マーケットセミナー

②相談活動

- ・農林水産・食品輸出相談窓口（国内・海外）
- ・海外コーディネーター相談

③輸出プロモーター

- ・輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を専門家が一貫サポート

2. 制度・マーケット情報の提供

- ・品目別輸入制度調査
- ・海外有望市場商流調査

3. 国内ネットワーク構築支援

- ・商社マッチング

ビジネスマッチング支援

1. 海外見本市・商談会

海外の有力見本市にジャパンパビリオンを設け出展ターゲット市場との商流を築くため、海外で商談会を実施

2. 国内商談会

世界各国の優良バイヤーとの商談会を日本各地で実施

3. 常時オンライン商談

商品情報をデータベースに登録、随時海外バイヤーと商談アレンジ

4. 食品サンプルショールーム

海外主要都市にショールームを設置、バイヤーに新商品を提案

日本産農林水産物・食品のブランディング

JFOODOによる戦略的プロモーション

対象品目

牛肉、日本産水産物、日本茶、米粉、日本酒、日本ワイン



海外市場の開拓

1. 海外コーディネーターによる新規バイヤーの開拓

2. 日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション

3. Japan Street

・BtoBプラットフォーム（電子カタログサイト）

4. Japan Mall

・海外主要ECサイトでの買取販売支援

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート

- 輸出事業者等サポートでは、セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、各種専門家の設置、輸出プロモーターによる個別支援、国内での食品輸出事業者と商社のマッチング等を実施。

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

制度・マーケット情報の提供



農林水産物・食品の
輸出支援ポータル
<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

事業者が迅速かつ容易に輸出先国の制度及び市場情報を把握できるよう、各国の輸出手続や制度改正等について調査し、JETROポータルサイトで情報提供を実施。

輸出プロモーターによる個別支援

審査

- 輸出戦略のアドバイス、輸出体制構築支援
 - マーケット情報の収集支援
 - バイヤー情報の収集支援
 - 商談会・見本市動向
 - 商談フォローアップ支援
 - 契約締結アドバイス
 - 代金回収
- 一貫したサポートを提供

事業者の輸出戦略の策定から契約締結まで一貫してサポートする「輸出プロモーター」を国内に配置し、各種輸出指導、海外への商談随行等、輸出契約締結までの一連の支援を実施。

商社マッチング



農林水産物・食品の輸出を行う商社等の「輸出協力企業」と輸出に意欲があるにも関わらず貿易業務に不慣れた農林水産物・食品事業者等との国内マッチングを実施。

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 ビジネスマッチング支援等

- 国内外での商談会開催及び海外見本市への出展支援等によるビジネスマッチング支援、さらに海外在住の専門家によるサポート、日本産食材等の需要喚起のためのプロモーション等を実施。

海外見本市出展・商談会開催



海外で開催される食品等有力見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者の出展支援や国内外での商談会も実施。オンライン方式も併用し、商品発見から商談までのプロセスを支援。

食品サンプルショールーム



JETRO海外事務所等に食品サンプルを常設展示するショールームを設置し、現地バイヤーとの商談機会を提供。企画展やオンライン商談等も実施。

海外コーディネーターによる各種サポート



北米（ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ）、欧州（ロンドン、パリ、ミラノ、ベルリン、モスクワ）、北東アジア（北京、上海、広州、香港、ソウル、台湾）、東南アジア（シンガポール、バンコク、マニラ、クアラルンプール、ホーチミン、ニューデリー）、大洋州（シドニー）、中南米（サンパウロ、メキシコシティ）

現地の食品市場に精通した「海外コーディネーター」を海外各国・地域に配置し、現地在住の専門家ならではの視点から、相談対応、現地バイヤー発掘、マッチング支援等を実施。

日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション



海外で日本産食材を積極的に使用している日本産食材サポーター店（飲食・小売店）等と連携し、重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等のプロモーションを実施。

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の概要

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月改訂）を踏まえ、平成29年4月に日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフード）をJETRO内に創設。
- ・ 平成30年1月からSNSを中心に動画等のデジタル広告、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

組織体制

【センター長】 小林栄三（伊藤忠商事株式会社前会長・現名誉理事）

【執行役】 中山 勇 プロモーション担当執行役（COO）
北川浩伸 経営管理/広報・渉外担当執行役（CAO）

【スタッフ】 本部：34名（センター長、執行役含む）

海外駐在員：4名（ロンドン、パリ、香港、シンガポール）

ほか、国内各ブロック（9名）と海外（6名）にフィールドマーケターを配置



＜2022年1月1日現在＞

動画コンテンツ制作

和牛100%.TV
(牛肉・台湾)

日本開運魚
(水産物・香港)



プロモーションコンセプトを訴求するための動画コンテンツを制作し、SNSでの発信やインフルエンサー等による拡散を実施。各国での認知向上、興味・関心の喚起を行う。

PRイベント・キャンペーン

香港における日本産水産物の
小売店向けキャンペーン

台湾における牛肉の
飲食店向けキャンペーン



現地飲食店・小売店と連携したキャンペーンを展開。各国の歳時等とも連動させ、参加意欲を高めるとともに、おすすめの料理や食べ方を訴求し、購入意欲を喚起する。

事業者向けセミナー・ワークショップ

ソムリエを対象とした
日本ワインの試飲体験

米粉の事業者向け
ワークショップ



現地飲食店のシェフ・ソムリエ等を対象としたセミナー・ワークショップを開催。コロナの中においてもオンライン形式で実施し、日本産食材の魅力を発信し、取扱い意向の向上に努める。

プロモーション内容

JFOODOプロモーションコンセプト（令和3年度事業）

- 引き続き海外市場分析に基づく戦略的プロモーションを継続するとともに、輸出拡大実行戦略に基づいて品目団体との連携を強化し、更に対象品目・エリアを拡大。

牛肉

実施エリア

米国、欧州

ポジショニング目標

日本産和牛こそが
本物の和牛



取組内容

消費者の食生活に浸透するようなメニュー開発、また現地店頭にて販促ツールを活用した販売促進活動を行う。

水産物（ホタテ、ブリ、タイ）

実施エリア

香港、台湾、米国

ポジショニング目標

日本開運魚
※米国は別途設定



取組内容

香港・台湾はオンライン広告、現地店頭での販売促進活動を実施。米国ではブリを取扱品目とし、レシピ開発や調理方法のレクチャー、WEB・マスメディアでの情報発信を行う。

日本茶

実施エリア

米国

ポジショニング目標

マインドフルネス
ビバレッジ



取組内容

オンラインを活用した消費者向け施策に加え、現地飲食店事業者を新たなターゲットとし、メニュー開発・キャンペーンを実施することで、現地消費を拡大する。

米粉

実施エリア

米国、独国、仏国

ポジショニング目標

グルテンフリー
ベーカリー原料



取組内容

グルテンフリーベーカリー原料としてのポジショニングを確立するため、オンラインワークショップ、レシピ開発等を行い、現地取扱を拡大する。

日本酒

実施エリア

米国、仏国、中国等

ポジショニング目標

魚介類と言えば
日本酒



取組内容

魚介料理との相性の良さを訴求するため、現地店頭にてプロモーション、スタッフトレーニング、ディストリビューター向け説明会、PRイベント等を開催する。

日本ワイン

実施エリア

香港

ポジショニング目標

マスカットベリーAは
広東料理に最も合う食中酒



取組内容

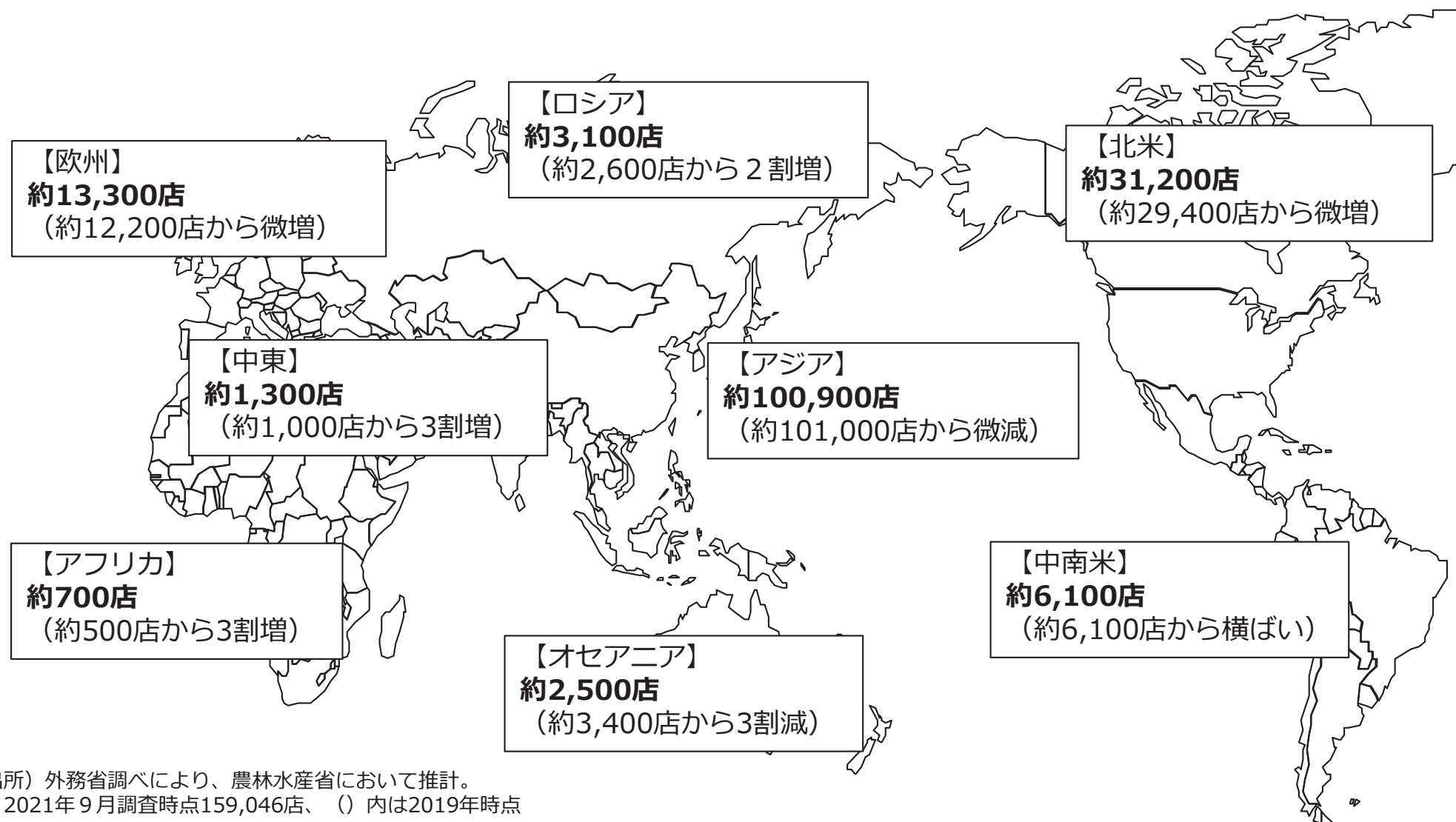
広東料理等に最も合う食中ワインであるというポジショニングを確立するため、現地店頭プロモーション、PRイベント、ディストリビューター向け説明会等を実施する。

海外における日本食レストランの数

■ 2021年の海外における日本食レストランは、2019年の約15.6万店から微増の約15.9万店。

【約2.4万店(2006年)→約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年)→約15.9万店(2021年)】
(7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.0倍)

※2013年12月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。



(出所) 外務省調べにより、農林水産省において推計。
2021年9月調査時点159,046店、()内は2019年時点

海外への日本食・食文化の普及の取組



1 日本産食材サポーター店認定制度



民間が主体となり、日本産食材を積極的に使用する海外のレストラン・小売店を「サポーター店」として認定する制度を推進。日本産農林水産物・食品のユーザーである飲食店等を「見える化」し海外需要を拡大することで、輸出促進を図る。
実績進捗：7,768店（2021年9月末時点）（香港、中国、タイ、アメリカ、ベトナム、シンガポール、フランス等）

2 海外における日本食・食文化発信の担い手育成（外国人料理人の育成等）

日本産品や日本食・食文化の魅力を発信し、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際にパートナーとなり得る人材を育成。

- ①日本料理の調理技能認定制度
- ②「日本食普及の親善大使」によるセミナー
- ③海外の外国人料理人を招へいした日本料理店研修
- ④日本人日本食料理人の海外展開支援事業
- ⑤海外料理学校との連携
- ⑥外国人料理人による日本料理コンテスト



外国人の日本料理の技術を競い合う料理コンテスト（和食ワールドチャレンジ）



料理講習会（フェランディ料理学校）



日本料理店での研修

3 トップセールスによる日本食・食文化の魅力発信

総理、大臣等の国際会議出席や出張等の機会に合わせ、日本産食材を活用したメニューのレセプションを実施。



和食レセプション（2019年4月・ローマ）



ジャパンナイト（2019年1月・ダボス）



国連総会（2017年9月・NY）

4 日本食・食文化の紹介映像の制作・発信

様々なメディアを活用し、日本産品や日本食・食文化の魅力を発信する動画コンテンツを制作。
各国で発信するほか、5年間の利用権を確保し、農林水産省のYouTube（maffchannel）での配信など、二次利用も実施。



【初音ミク】“OISHII” TRIP



【EURO NEWS】Taste

日本産食材サポーター店認定制度

日本産食材サポーター店

- 日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が自主的に日本産食材サポーター店として認定。
- 2016年4月の制度創設以来、2021年9月末現在、7,768店。

飲食店	小売店	総計
4,465 (65カ国・地域)	3,303 (42カ国・地域)	7,768 (67カ国・地域)

2021年9月末現在

欧州地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
フランス	147	49	196
イタリア	69	30	99
ドイツ	46	20	66
スペイン	47	9	56
ベルギー	28	13	41
ロシア	13	26	39
英国	32	3	35
ブルガリア	30	3	33
ギリシャ	20	4	24
ポーランド	18	6	24
ハンガリー	17	4	21
クロアチア	3	17	20
ルーマニア	11	0	11
スイス	6	4	10
オランダ	5	4	9
オーストリア	7	1	8
チェコ共和国	5	1	6
スロバキア	6	0	6
ポルトガル	2	3	5
エストニア共和国	3	0	3
デンマーク	0	2	2
セルビア	2	0	2
マルタ共和国	1	1	2
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1	0	1
アルバニア	1	0	1
アイルランド	1	0	1
ノルウェー	1	0	1
フィンランド	1	0	1
カザフスタン	1	0	1
スウェーデン	0	1	1
アゼルバイジャン	1	0	1
リトアニア	1	0	1
欧州32カ国	526	201	727

アジア地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
香港	601	770	1,371
中国	797	27	824
タイ	565	145	710
マレーシア	378	64	442
ベトナム	267	171	438
シンガポール	203	53	256
台湾	52	43	95
インド	43	0	43
フィリピン	34	6	40
マカオ	17	1	18
インドネシア	14	0	14
ブルネイ	11	2	13
ラオス	8	2	10
韓国	7	0	7
モンゴル	4	0	4
ミャンマー	2	1	3
カンボジア	1	1	2
アジア17カ国・地域	3,004	1,286	4,290

中東地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
トルコ	54	6	60
アラブ首長国連邦	11	2	13
イスラエル	4	0	4
サウジアラビア	2	0	2
バーレーン	2	0	2
カタール	1	0	1
クウェート	1	0	1
中東7カ国	75	8	83

北米地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
米国	454	67	521
カナダ	87	4	91
北米2カ国	541	71	612

中南米地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
ブラジル	69	100	169
メキシコ	98	60	158
ペルー	24	2	26
パラグアイ	9	0	9
アルゼンチン	9	0	9
チリ	5	0	5
コロンビア	1	0	1
中南米7カ国	215	162	377

大洋州地域	認定 飲食店	認定 小売店	認定店 総計
オーストラリア	86	1,521	1,607
ニュージーランド	18	54	72
大洋州2カ国	104	1,575	1,679



2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 4 年度予算概算決定額 10,787 (9,908) 百万円】
（令和 3 年度補正予算額 43,291 百万円）

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化
【35億円】

(1) マーケットインによる海外での販売力の強化

- 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援
- J E T R O・J F O O D Oが行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援
- 主要な輸出先国・地域において、J E T R O 海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援
- 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援

(2) 食産業の海外展開の後押し

- 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し
【14億円】

(1) 輸出産地の育成・展開

- 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援
- G F Pを活用した、輸出産地サポーターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施
- 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

(2) 地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

- 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（L F P）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【59億円】

(1) 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

- 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

(2) 輸出手続の円滑化、利便性の向上

- 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援

(3) 生産段階での食品安全規制への対応強化

- 輸出施設の H A C C P 等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトランス申請、国際的認証取得・更新等を支援

(4) 輸出向け施設の整備

- 食品産業に対する輸出向け H A C C P 等対応施設の整備を支援
- コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の 3 者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

(5) 知的財産の流出防止、侵害対策

- 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等の G I 登録等を支援、相手国における我が国 G I の不正使用等の監視を強化

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 3 年度補正予算額 43,291百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化【90億円】		2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し【94億円】	
(1) オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援 - 品目団体と連携した、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援 - コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援 - 日本食・食文化の情報発信等を実施 (2) 海外での輸出支援体制の確立 - 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備 - 有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援 - 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援		(1) 輸出産地・事業者の育成・展開 - GFPを活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援 - 輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援 (2) 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築 - 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援 (3) 畜産物輸出コンソーシアムの推進 - 畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援	
等		等	
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【249億円】			
(1) 輸出促進に向けた環境整備 - 製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設のHACCP等認定加速化、インポートトレランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援 - 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援		(2) 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備 - 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援 - 農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援 - 大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援 - 畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援	
		(3) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化 - 海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援 (4) その他 - 木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援	
		等	

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規則・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html



こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先 : GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の
規制情報など、農林水産物・食品の
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。